

機関番号：14401

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2008～2010

課題番号：20530071

研究課題名(和文) 専門家責任と専門家賠償責任保険の検討

研究課題名(英文) Study of professional liability insurance and professional liability

研究代表者

山下 典孝 (YAMASHITA NORITAKA)

大阪大学・大学院高等司法研究科・教授

研究者番号：00278087

研究成果の概要(和文)：

わが国の専門家賠償責任保険の多くは任意加入とされており、各専門職業人に課せられる倫理規定等の関係で特殊な免責事由が設けられている場合があり、合理的な規定を評価できる。

依頼者に対する賠償責任の原資を確保するためには、フランスのように各専門家賠償責任保険について加入を義務付けること、各専門職業人団体における懲戒制度について情報開示を徹底すること、保険制度とは別に、被害者保護の観点から一定の補償制度を設ける等、の検討が今後、必要となってくるものと考えられる。

研究成果の概要(英文)：

It is assumed an arbitrary joining, and many of specialist liability insurances of our country might been installed a special immunity reason by the relation of the moral regulation etc. imposed on each profession group, and are appreciable of reasonable regulations.

The examination such as installing a constant compensation system from the viewpoint of the victim protection will be thought to need it besides the insurance regime in the future obligating the joining of each specialist liability insurance like France to secure the original capital of the liability to the client, and the thoroughness in information disclosure of a disciplinary system in each profession group.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	1,300,000	390,000	1,690,000
2009年度	700,000	210,000	910,000
2010年度	700,000	210,000	910,000
年度			
年度			
総計	2,700,000	810,000	3,510,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法

キーワード：専門家責任、専門家賠償責任保険、団体保険、認識ある過失、

## 1. 研究開始当初の背景

①今日の社会においては、専門職業人が果た

す役割は、非常に重要になっている。高度な専門的知識を生かし、依頼者のために業務を遂行したが、結果として、依頼者に損害を被らせる場合もある。そのような不測の損害を填補するために、専門家職業賠償責任保険というものがある。この専門家職業賠償責任保険は、責任保険の一種であるが、一般の責任保険契約とは異なり、特定の職業人を被保険者集団とするために、その団体的特色や、保険財源等から、特別な免責事項や特約が設けられている。しかし、実際に、保険に加入している専門職業人は必ずしもその特約の意味を十分に理解していないケース等から、約款の免責条項について、裁判で争われる場合も生じている。近年問題となったものとして、税理士職業賠償責任保険における過小申告を巡る免責条項に付いてである。この問題については、「損害保険契約における団体保険に関する一考察-税理士職業賠償責任保険を中心として-」304号401-414頁（2006年3月）において検討していた。しかし、この論文中での考え方とは異なる下級審の裁判例が出されている。その下級審裁判例では、専門家職業賠償責任保険契約の特色を十分に理解したものとは思われない内容であると考えている。

②専門家職業賠償責任保険契約の法的特色を考え、諸外国でそのような法律や約款での規定が設けられているのかを明らかにする。その上で、填補範囲、免責の範囲等が我が国と対比して相違が生じているのか否かを検討する。相違が生じている場合に、その理由を検討し、今後我が国でもその相違を見直すあるいは改善すべき点があるかどうかを検討することを考えている。その前提作業として、我が国での専門家職業賠償責任保険契約を巡って、裁判で争われた事案を検証し、そこでの制度設計が妥当なものかを検討す

る。また具体的な約款条項を検討し、現実社会のニーズにあった填補範囲か、また免責条項の妥当性や、解釈上の問題点はないかを明らかにすることを考えている。また多くの専門家職業賠償責任保険契約が、団体保険としての特色を有することから、リピーターであったとしても、同一の保険料を負担することになるが、このリピーター問題に対応する新たな制度の構築はないのか、その提案も考えている。

③本研究では、専門家職業賠償責任保険における特色を踏まえた検討を行う。従来、比較法的には検討の対象とされていない、カナダ及びベルギーにおける法理論についても検討を加えることも特色である。カナダは、英米法の影響を受けているオンタリオ州を中心とする州と、フランス法の影響を受けているケベック州とがあるが、近時は、両州の立法又は判例法理は類似してきており、比較法的にも興味深い点があることから検討対象とする。ベルギーは、フランス法の影響を受けているが、こちらも近時、保険契約法の改正がなされており比較法の対象としても興味深い点があるからである。本研究が対象とする問題は、実務に直接関連する重要課題であり、本研究の成果は、今後の専門家職業賠償責任保険の運用に関し実務に与える影響においても重要な意義を有するものであると考えている。

## 2. 研究の目的

専門家職業賠償責任保険契約の法的特色を考え、諸外国では、どのような法律や約款での規定が設けられているのかを明らかにする。その上で、填補範囲、免責の範囲等が我が国と対比して相違が生じているのか否かを検討する。相違が生じている場合に、その理由を検討し、今後、我が国でもその相違を見直すあるいは改善すべき点があるかどうかを検討することを考えている。その前提作業として、我が国での専門家職業賠償責任保険契約を巡って、裁判で争われた事案を検証し、そこでの制度設計が妥当なものかを検

討する。また具体的な約款条項を検討し、現実社会のニーズにあった填補範囲か、また免責条項の妥当性や、解釈上の問題点はないかを明らかにすることを考えている。また多くの専門家職業賠償責任保険契約が、団体保険としての特色を有することから、リピーターであったとしても、同一の保険料を負担することになるが、このリピーター問題に対応する新たな制度の構築はないのか、その提案も考えている。

### 3. 研究の方法

専門家賠償責任保険契約を巡る我が国のこれまでの裁判例を分類し、そこでの事実関係、約款条項のいかなる規定が問題となったのかについて整理を行う。対象裁判例としては、建築家賠償責任保険の保険事故に該当が争われた事例、その裁判例での問題点や、被保険者が負っている保険事故の通知義務との関連についても検討を加える。また建築家賠償責任保険に関する保険事故の対象について、私見とは異なる見解を述べる学説も唱えられた。そこで、この見解も踏まえて、再考察を行う。さらに、建築家賠償責任保険と平成19年5月24日に成立した特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律との関係についても検討を行う。

建築家賠償責任保険以外に、弁護士賠償責任保険における免責条項の適用が争われた裁判例を基に、現行の約款文言の妥当性について検討を考える。加えて、弁護士賠償責任保険に関しては、被保険者である弁護士が自ら訴訟代理人となった場合についての問題についての初めての裁判例について検討を行うことを予定している。その他、昨年度より継続している税理士賠償責任保険契約を巡る問題についても検討を行う。特に税理士の責任と保険制度の関連性について研究をすすめる。

### 4. 研究成果

建築家賠償責任保険における保険事故とされる「滅失またはき損」の意義に下級審裁判例は、いずれも建築物が物理的に損壊した場合を意味するものとする立場を採用し、学説の多数的な見解もこの立場を支持し妥当な考えである。

弁護士特約条項3条1号後段は「他人に損害を与えるべきことを予見しなげなした行為」を免責事由の一つとし挙げている。学説上は、特約条項3条1号の「他人に損害を与えるべきことを予見しなげなした行為」とは、「認識ある過失」を意味する解し、弁護士の倫理観とは相容れないことから、故意免責とは別に定められたものであるとする下級審裁判例の立場やこれを支持する見解と、特約条項3条1号は、故意免責を明確にしたものにすぎないと解する見解との対立がみられる。

弁護士特約条項3条1号は、普通約款4条1号の故意免責とは異なる趣旨を規定したものであり、それは弁護士の職業倫理に反する特定の行為を免責とする趣旨と考えられる。

そのことを前提に弁護士特約条項3条1号後段でいう免責の対象となる行為とは、平均的な知識を持つ弁護士であれば、法律の専門家として規範的認識として他人に損害を与えることを具体的に予見でき得るにもかかわらず行為することを意味するものと考えられる。

専門家賠償責任保険に適用される各特約条項の内容は、保険者が一方的に作成するものではなく、保険契約者である各専門職業人の団体やその下部組織にあたる各都道府県の団体等がその構成員である各専門職業人の全体の利益等を考慮し、その内容を検討して作りあげられたものである。また支払審査についても加入者である各職業専門職業人の意見が反映できるよう各専門家賠償責任保険の審査会の構成員には、当該専門職業人が加わることとされている。このような配慮等がなされているのであれば、各特約条項の内容は、被保険者についても拘束力があるものと考えらることに合理性があると考える。

わが国の専門家賠償責任保険の多くは任意加入とされており、各専門職業人に課せられる倫理規定等の関係で特殊な免責事由が設けられている場合がある。

専門職業人を信頼して依頼をした顧客保護の観点からは損害賠償責任の財源確保から保険による填補範囲の拡大が望まれるであろう。このような観点から、職業倫理に反する専門職業人に対してはその者が属する専門職業人団体による懲戒制度によって解決すべき問題であり、保険者免責とすべきではないという意見もあるであろう。

しかし、懲戒制度を免れるために、自己の専門家としての責任の有無に関して何ら検討せず、安易に保険金支払いがなされることを前提に、依頼者と損害賠償について和解等を行い、保険者に対して保険金の支払を請求することとなれば、専門職賠償責任保険の本来の意義は失われることとなる。

依頼者に対する賠償責任の原資を確保するためには、フランスのように各専門家賠償責任保険について加入を義務付けること、各専門職業人団体における懲戒制度について情報開示を徹底すること、保険制度とは別に、被害者保護の観点から一定の補償制度を設ける等、の検討が今後、必要となってくるものと考えられる。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計9件)

- ①山下典孝、弁護士賠償責任保険契約に適用される弁護士特約条項3条1号の適用が争われた事例、法律のひろば、査読無、63巻4号、(2010)、61-68
- ②山下典孝、最近の専門家賠償責任保険に関する裁判例の動向、ほうむ、査読無、56号、(2010)、58-65
- ③山下典孝、弁護士賠償責任保険契約に関する一考察、保険学雑誌、査読無、606号、(2009)、137-151
- ④山下典孝、税理士職業賠償責任保険において、約款改定前に生じた税制選択上の過失について、更新契約に係る税理士特約条項5条2項が適用され保険者の免責が認められた事例、損害保険研究、査読無、71巻1号、(2009)、199-212
- ⑤山下典孝、物理的な滅失または損壊は生じないが、設計ミスにより構造上の欠陥のある建物について、建築家賠償責任保険の保険事故である「滅失またはき損」に当たらないとした事例、金融・商事判例、査読無、1306号、(2009)、45-50

〔学会発表〕(計1件)

- ①山下典孝、「弁護士賠償責任保険契約に関する法的諸問題の検討」、日本保険学会関西部会報告、2009.6.20、香川大学

〔図書〕(計1件)

- ①全国弁護士協同組合連合会編、全国弁護士協同組合連合会、弁護士賠償責任保険事例集【第4集】、(2009)1-97

#### 6. 研究組織

##### (1) 研究代表者

山下 典孝 (YAMASHITA NORITAKA)  
大阪大学・大学院高等司法研究科・教授  
研究者番号：00278087